

令和6年度における福井県消費者基本計画の取組状況

令和7年1月
福井県

【基本方針1 消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の推進】

(1)被害防止のための注意喚起・情報発信

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
1	<p>ホームページやSNS (Facebook、X)をはじめ、新聞・テレビ・ラジオ・情報誌等を活用し、特殊詐欺や悪質商法の手口、食や製品・サービスの安全・安心等に関する注意喚起や最新情報を発信します。</p>	<p>○ホームページ、メールマガジン(39件発信・326名登録/12月末時点)、SNS(92件投稿・412名登録/12月末時点)による情報発信</p> <p>○新聞連載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井「教えて！相談員さん」(第3火曜) ・朝日「暮らし110番」(隔週金曜) ・中日・県民福井「暮らしワンポイント」(隔月) 計39回 <p>○各種広報媒体等での周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」の発行(20,000部×5回/年) ・ラジオ「ふくいチャレンジ通信」(第1・3水曜) 24回/年 ・広報誌「NEWSふくい8月号」 <p>○啓発ポスター(A2, A5)「悪質商法・特殊詐欺にご用心」3,400枚(10月) 悪質商法・特殊詐欺等への注意喚起を促すポスター(A2)の掲示、ポスター(A5)の卓上スタンドでの設置・配布(107箇所)</p> <p>スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニ、病院・薬局等に設置</p> <p>○啓発チラシ「悪質な消費者トラブルに要注意！」5,000枚(10月) 運転者教育センターで講習者に配布</p> <p>○啓発チラシ「災害に便乗した悪質商法や詐欺カモ」20,000枚(5月)</p> <p>○新聞広告「災害に便乗した悪質商法や詐欺カモ」福井・県民(6/28)</p>
	<p>ホームページ・SNS等様々な媒体による注意喚起・情報発信</p>	<p>○出前講座の実施 37回 2,415名受講(12月末時点)</p> <p>○消費者月間啓発(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシ「5月は消費者月間」2,500枚 ・啓発パネルの展示 県庁ロビー(5/13-5/17) ・街頭啓発 JA福井県農産物直売所 喜ね舎 愛菜館(5/14) おばまショッピングセンター・Aコープ小浜店(5/16) JA福井県農産物直売所 TRETAS(5/17) ・テレビ「朝だよ！ハピネスふくい(FBC)」(5/12 放送)
	<p>県民の消費者被害防止のため、消費者フォーラムやパネル展、出前講座、街頭啓発等により注意喚起を行います。</p>	<p>○「いきいき消費者フォーラム2024」AOSSA 1・8階(5/25) 有識者による講演会、消費者団体・高校生の活動報告・体験教室、パネル展示、親子教室、クイズラリー等を実施(390名参加)</p> <p>○高齢者の消費者被害未然防止キャンペーン(9~10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪質商法・特殊詐欺にご用心」のポスター配布【再掲】 ・「悪質な消費者トラブルに要注意！」のチラシ配布【再掲】 ・第一生命と連携した啓発心理チェックとアンケート形式のチラシ配布 ・啓発パネルの展示 県庁ロビー(9/9-9/13)、喜ね舎(9/13-9/20)、高浜町(9/11-9/18) 若狭町(9/19-9/25)、美浜町(9/26-10/1)、おおい町(10/2-10/9) 若狭図書学習センター(10/17-10/23) ・街頭啓発 おばまショッピングセンター・Aコープ小浜店(9/10) JA福井県農産物直売所 喜ね舎 愛菜館(9/13) JA福井県農産物直売所 TRETAS(9/18) ・各種広報媒体等での啓発 FBCラジオ「ふくいチャレンジ通信」(9/4, 9/18, 10/2, 10/16) 福井新聞、朝日新聞、中日新聞、県民福井で事例紹介【再掲】 ・相談受付 高齢者トラブル110番
		<p>○若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン(1~3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット「おいしい話に気をつけて！」20,000部(1月) 各市町の二十歳のつどい会場、県内全高校の卒業予定者、県内各大学・短大・専修学校・各種学校に配布 ・啓発パネルの展示 美浜町(1/7-1/14)、若狭町(1/16-1/21)、AOSSA(3/8-3/14) 若狭図書学習センター(1/22-1/28)、県庁ロビー(2/3-2/7) 敦賀市看護大学(2/5-2/12)、高浜町(2/18-2/25)、おおい町(3/5-3/11) ・街頭啓発 福井県立大学小浜キャンパス(1/15) 福井駅周辺(1/28) ・各種広報媒体等での啓発 FBCラジオ「ふくいチャレンジ通信」(1/15, 1/29, 2/5, 2/19, 3/5, 3/19) 福井新聞、朝日新聞、中日新聞、県民福井で事例紹介【再掲】 ・相談受付 若者トラブル110番

番号	具体的施策		令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
2	市町における高齢者等の見守りネットワークの設置促進	<p>県域において、警察、福祉関係団体、金融機関、事業者等で組織する見守りネットワーク(福井県消費者安全確保地域協議会)による、高齢者等の消費者トラブルの早期発見・被害防止を推進します。</p> <p>市町担当者会議において市町単位の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置を要請し、身近な地域で、高齢者を見守り支える仕組みを構築します。</p>	<p>○福井県消費者安全確保地域協議会を開催(県警本部・大会議室)(2/5予定) 高齢者等の消費者トラブルの予兆に対し、消費生活相談窓口の紹介を行う等、見守りの協力要請</p> <p>○坂井市、越前市、敦賀市に設置済</p> <p>○市町消費者行政担当課長会議において市町単位の見守りネットワーク設置を要請(6/10)</p>
3	小・中学校、高校、大学との連携による子ども・若者への情報発信	<p>各学校のポータルサイト等を活用し、児童・生徒・学生および保護者に対し、インターネット利用による非行・被害防止の情報を発信します。</p> <p>高校・大学等に消費生活相談員を派遣し、生徒・学生が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例や予防・対処法、消費者の社会での役割等を内容とする出前講座を実施します。</p>	<p>○啓発チラシ「フィルタリングで子どもを守ろう」9,000枚(2月予定) 中学校3年生やその保護者を対象に配布</p> <p>○家族で学ぶネット安全教室の開催(8/17, /11/12)</p> <p>○インターネット安全利用メールマガジン(36件/年)</p> <p>○「おいしい話に気をつけて！」データ版を県内高校に配信(1月)</p> <p>○高校、大学、専門学校での出前講座の実施 高校6回 大学1回 (12月末時点)</p>

(2)消費生活相談体制の充実・強化

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
4	相談のデジタル化の推進 メールやオンラインによる相談、WEBフォームによる相談受付の整備など、多様な相談窓口を設置します。	○メール相談開始(8/1) 相談件数72件(12月末時点)
	消費者トラブルFAQやトラブルへの対処法をホームページに公開し、消費者による自己解決を支援します。	○消費者トラブルFAQをホームページにて公開
5	外国人消費者に対する通訳体制の確保 翻訳機の活用や「ふくい外国人相談センター」((公財)福井県国際交流協会が設置・運営)と連携して、通訳等が必要な外国人向けの消費生活相談に対応できる体制を構築します。	○翻訳機の購入(2台・73言語対応) ○「ふくい外国人相談センター」と通訳者を介した相談できる環境を構築し連携を開始
	国際交流協会や技能実習監理団体等を通じ、外国人向け母国語による消費啓発パンフレットを作成・配布し、消費者トラブル注意喚起や相談窓口を周知します。	○多言語リーフレット「消費生活センターのご案内」各1,000部(10月) (やさしい日本語、繁体字、簡体字、英語、ポルトガル語、ベトナム語) ○福井国際フェスティバル2024にブースを出し、相談窓口の周知(10/20) ○コミュニティリーダー研修時に出前講座の実施(50名受講) ○外国人向けホームページの開設
6	障がい者に対する消費者相談の充実 電話相談が困難な聴覚に障がいがある消費者に対しては、メール相談や手話通訳者を介した相談体制を構築します。	○メール相談開始(8/1) 相談件数72件(12月末時点)【再掲】
7	県情報誌、消費者フォーラムにおいて、消費生活センター等の窓口周知 窓口利用促進のため、ホームページや情報誌等により、相談窓口をより一層周知します。	○各種広報媒体等での啓発 ・情報誌「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」の発行【再掲】 ・広報誌「NEWSふくい8月号」【再掲】 ・新聞広告「福井県からのお知らせ」(5/1, 9/1)
	消費者フォーラムや出前講座等、あらゆる機会を通じ、市町や消費者団体等と連携して、相談窓口を周知します。	○「いきいき消費者フォーラム2024」【再掲】 ○出前講座の実施【再掲】
8	関係団体等との連携・消費生活相談員のスキルアップ 消費者トラブルの早期解決のため、弁護士会および司法書士会と連携した県民向け無料相談会を開催し、法的解釈や助言を行います。	○専門家による支援 ・県・市町の相談員等からの電話相談(随時) 弁護士136回、建築士5回、インターネット23回(12月末時点) ・専門家による無料相談会 弁護士27回(83人)(12月末時点) ○県相談員による支援 市町のセンター・相談窓口への巡回訪問指導
	県市町相談員の相談対応力の強化・向上を図るため、弁護士、警察との事例研究会や専門家を招いたスキルアップセミナーを開催します。	○事例研究会の開催(6回/年) 県および市町の相談員等と、弁護士を交えて事例研究会の実施 ○スキルアップセミナー(4回/年)
	多重債務者の解決に向け、弁護士会、司法書士会と連携開催する無料相談会において、債務整理方法に関する助言等を行います。	○多重債務者無料相談会の開催 県内10か所で開催(11/6~12/1) 11件 (福井弁護士会、県司法書士会、市町との連携)
	福井県多重債務者対策協議会や福井県自殺・ストレス防止対策協議会と連携し、多重債務者の相談窓口の周知徹底を図るなど、多重債務者対策に取り組みます。	○福井県多重債務者対策協議会の開催(7月) ○福井県自殺・ストレス防止対策協議会(2月予定)

【基本方針2 安全・安心な消費生活の確保】

(1)商品・サービスの安全性の確保

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
9	<p>消費者事故等の未然防止に向けた販売事業者への立入検査・指導</p> <p>消費生活用製品安全法等の法令に基づき、消費者に危害を及ぼす恐れのある消費生活用製品等の流通を防止するため、市町と連携し立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。</p>	<p>市町において実施中</p> <p><参考> ○立入検査(R5年度実施) ・特定製品(4+8品目) 立入事業者数100、検査機種数2,895 ・特定保守製品(2品目) 立入事業者数4 →違反事業者・違反機種なし</p>
	<p>食品衛生法に基づき、食品関係施設の監視指導を行うとともに、県内の食品製造施設および販売・流通施設から食品等を収去し、食品添加物、微生物、残留農薬その他の必要な検査を実施することにより、県内に流通する食品の安全性を確保します。</p>	<p>県および保健所設置市（福井市）において実施中</p> <p><参考> ○監視指導(R5年度実施) ・監視指導施設数 7,314件 ・食品等収去検査実施数 663件</p>
10	<p>商品・サービスに関する危害情報等の収集、迅速な情報発信</p> <p>商品・サービスに関する危害情報等の収集を図り、消費者や関係機関に対してホームページやSNSにより迅速に情報発信を行うほか、消費生活情報誌により周知・啓発を行います。</p>	<p>○消費生活モニター日常生活の中で苦情等を収集の上、モニター連絡書を提出してもらい、その情報を情報誌「ふくい消費生活」に掲載し周知・啓発を実施(9件) <参考> 消費生活モニター委嘱 144名 一般42名、大学生6名、老人クラブ69名(2団体)、高校生27名 <業務内容> ①研修会参加 一般・大学生2回(4/20, 11/15) 老人クラブ 3回(5/27, 6/4, 10/4) 高校生 2回(6/27, 11/28)実施 ②日常生活の中で苦情等を収集の上、モニター連絡書を提出アンケート調査への協力、周囲への情報提供、啓発</p>
		<p>○ホームページ、メールマガジン、SNSによる情報発信【再掲】 ○新聞連載【再掲】 ○各種広報媒体等での周知【再掲】</p>
	<p>商品トラブルの原因究明を図るため、国民生活センターやNITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)と連携した商品テストを行い、商品の安全性の確保に努めます。</p>	<p>○試買テストの実施 消費者団体との共同テスト(2回) 福井県消費生活研究会：減塩食品 嶺南消費生活研究会：防災用携帯トイレ</p>

(2)商品やサービスの表示や商品取引の適正化

番号	具体的施策		令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
11	事業者や業界団体に対する適正表示の周知、不当表示事業者への調査・指導	<p>事業者や業界団体等に対し、ホームページや啓発物を活用して適正表示の周知や監視指導を行います。</p> <p>「景品表示法」や「消費者契約法」等に基づくコンプライアンスの遵守の周知のため、事業者や業界団体を対象としたコンプライアンスセミナーを開催します。</p>	<p>○ホームページにて情報発信 景品表示法の改正の内容を公表</p> <p>○「ふくい・あんしん景品表示法セミナー」ユー・アイふくい(11/15) 『知らなかったら命取り“景品表示法を知ろう”』 ～信頼をより強固にするために～（144名参加） 講師：公正取引委員会担当官 橋川一郎氏</p>
12	不当取引を行う事業者に対する迅速な指導・処分、県民への注意喚起	<p>不当取引事案を認知した場合は、国や警察などの関係機関と連携し、事業者への立入検査・指導を迅速に行い、併せて県民への注意喚起を実施します。</p> <p>広域的な不当取引事案については、北陸三県および中部経済産業局、近畿経済産業局で構成する北陸三県悪質事業者対策会議や近畿府県・警察および近畿経済産業局で構成する消費者被害情報連絡会で情報共有を行うとともに、国や関係自治体と連携し、事業者への迅速な指導を行います。</p> <p>警察、弁護士会と定期的に連絡会を開催し、情報共有、早期救済に向けた調整を行うことで、悪質事業者への対応強化を図ります。</p>	<p>○不当取引事案調査件数 2件</p> <p>○北陸三県悪質事業者対策会議担当者会議開催(4回/年) 悪質業者の監視指導について情報共有</p> <p>○消費者被害情報連絡会(近畿経済産業局)</p> <p>○消費生活相談事例研究会開催(6回/年)【再掲】 警察、弁護士会、市町と各機関に相談のあった悪質商法の事例・問題を情報共有</p>

【基本方針3 消費者教育の推進と環境や社会に配慮した消費行動の促進】

(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）
13	<p><学校における消費者教育></p>	
	<p>保育所、児童館などで、「カルタ」や「おかいものすごろく」など、楽しみながら取り組める子ども向けの消費者教育を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館での出前講座の実施 5回実施 206名受講(12月末時点) ○消費者団体による消費者教育の実施 委託先：福井県消費者グループ連絡協議会 事業内容：紙芝居、かるた、寸劇を実施 6市1町の児童館等 実施予定：30回
	<p>小・中学生を対象に、それぞれのレベルで消費者問題について学べるワークシートを作成・配布し、家庭でも学習できるようにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学習ワークシート「かしこい消費者をめざそう」データ配布(5月) 小学高学年向け 県内全小学校 中学2・3年生向け 県内全中学校
	<p>成年年齢引下げに伴い、高校生に対し、消費者庁教材「社会への扉」等教材の活用や、消費生活相談員および福井県金融広報委員会 講師等の外部講師による実践的な授業を実施するとともに、チラシ等により注意喚起を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発リーフレット「消費者市民社会」9,000部(3月予定) 県内の高校1年生へ配布 ○啓発リーフレット「18歳は大人！」8,000部(5月) 県内全高校3年生の保護者を対象に配布 ○「働く若者ガイドブック」をHPにて公開 成年年齢引き下げに関する情報を記載 ○高校での出前講座の実施 6回実施 436名受講(12月末時点) ○啓発パネルの展示 県立図書館(8/23～8/28)
		<ul style="list-style-type: none"> ○消費者庁教材「社会への扉」を活用した授業の実施依頼 ○教員の研修支援 国民生活センターの教員向けオンライン研修 1名(7/19)
	<p>大学や専門学校の新入生ガイダンスにおいて出前講座の活用を働きかけるなど、大学等における消費者教育を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等での出前講座の実施 大学1回 914名受講(12月末時点) ※3月末までに2回実施予定
	<p><地域・職場・家庭における消費者教育></p>	
	<p>成人期の消費者教育の推進のため、公民館や集会所、事業所等における社員研修などへの出前講座の実施、消費生活情報誌の作成・配布を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌「気をつけよう！見守ろう！ふくい消費生活」の発行【再掲】 ○事業所の従業員対象の出前講座の実施 3回実施 64名受講(12月末時点) ○地域の一般消費者対象の出前講座の実施 5回実施 458名受講(12月末時点)
		<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員 福井県民生委員児童委員協議会令和6年度総会後の研修時に地域の見守りを依頼 対象 81名(6/4) ○ケアマネジャー 介護支援専門員研修時に高齢者見守りを依頼 対象 36名(7/24) ○訪問介護員 介護サービス施設・事業者集団指導時に地域の見守りを依頼 対象 事業所(3月予定)
	<p>時間に縛られずに消費生活の知識と実践力を身に付けてもらう通信講座・セミナーの開催など、様々な消費者のニーズに合わせた消費者教育を県民向けに実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活セミナー(くらしの講座) 行動経済学、SDGs、ウェルビーイング、インターネット、お金の知性 デジタル広告、カーボンニュートラル、おかたづけレッスン(親子講座) 全8回 269名受講 ○通信セミナー(9～12月) 国民生活センター作成の冊子「くらしの豆知識」を使用して通信講座の実施 演習3回・スクーリング1回 280名受講

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）	
14	社会のデジタル化に対応した消費者教育の普及促進	<p>高齢者等のデジタル活用の不安解消に向け、通信事業者と連携したスマートフォン教室を開催します。</p> <p>インターネットの安全利用情報を情報誌やホームページ等により分かりやすく発信します。</p>	<p>○「シニア向けスマホ教室」ユー・アイふくい(10/4) スマホを実際に操作しながら消費者トラブルを疑似体験できるスマホ教室を実施 受講者数 28名</p> <p>○啓発チラシ「フィルタリングで子どもを守ろう」9,000枚【再掲】</p> <p>○インターネット安全利用メールマガジン【再掲】</p>
	消費者教育の担い手となる人材の確保	<p>消費者教育に関心のある県民向けに消費者リーダー育成講座を開催するとともに、消費者団体への加入を奨励し活動の活性化を促進します。また、地域で消費者教育や啓発活動を行う消費者団体に対し、市町と連携しながら各種情報や学習機会、活動の場を提供します。</p> <p>消費者教育に対する指導力向上のため、教員を対象にした消費者教育研修会等を開催します。</p>	<p>○消費生活セミナー(くらしの講座)【再掲】</p> <p>○消費者団体による消費者教育の実施【再掲】</p> <p>○県教育総合研究所における教育研修(8/2) 小中高家庭科教員 16名参加 大阪教育大学 鈴木 真由子教授 「考える家庭科～金銭の管理から資産形成まで～」</p>

(2)環境や社会に配慮した消費行動・生産活動の促進

番号	具体的施策	令和6年度取組状況（取組予定のものを含む）	
16	環境や社会に配慮した「エシカル消費」の普及啓発・取組促進	<p>消費者フォーラムや、SNSを活用した県民が参加しやすい啓発イベント、親子体験型講座の開催、リーフレットの配布等の活動を通じ、消費者ができる実践例、関係部局や各団体・事業者の取組例等の「エシカル消費」に関する情報を発信し、普及啓発・取組促進を図ります。</p>	<p>○エシカル・チャレンジ(7/10～2/10) SNS(Facebook、X)を利用したエシカル消費に関する情報発信、期間中4回クイズを実施 県産品をプレゼント (10名×4回、参加者数：600名 3回目終了時点)</p> <p>○啓発リーフレット「消費者市民社会」9,000部(3月予定)【再掲】</p> <p>○「いきいき消費者フォーラム2024」【再掲】</p> <p>○親子教室(5/25フォーラム時) 規格外野菜を利用したカレーライス作りを通して、食品ロスやエシカル消費を学ぶ親子教室を開催(19組54名参加)</p> <p>○各種広報媒体等での啓発 ・情報誌「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」夏号(7月発行) ・ラジオ「ふくいチャレンジ通信」(6/5) ・テレビ「朝だよ！ハピネスふくい(FBC)」(5/12)【再掲】</p>
		<p>「エシカル消費」や環境・社会に配慮した生産活動の促進のため、県民および事業者向けのセミナーを開催します。</p>	<p>○「ふくい・エシカルアクションセミナー」ユー・アイふくい(11/15) 『地味にすごい、福井でエシカルに取り組もう』 ～企業に求められる「エシカル」とは～ (144名参加) 講師：日本エシカル推進協議会会長 生駒芳子氏</p>
		<p>「エシカル消費」の推進に積極的に取り組む小売店・販売事業者を「おもいやり消費応援団」として登録し、取組事例を情報発信します。</p>	<p>○ふくいおもいやり消費応援団(20事業所84店舗登録 1月末現在) 取組事例を県HPやイベント開催時にパネルなどで情報発信 ※「ふくい・エシカルアクションセミナー(11/15)」時にパネルを展示 ※県主催の合同企業説明会 サンドーム福井(3/1)時にパネルを展示予定</p>